

北海道農政部長
各地方農政局消費・安全部長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長 } 殿

〔農林水産省〕消費・安全局植物防疫課長

平成23年以降に向けた無人ヘリコプターによる空中散布等の安全対策の徹底について

無人ヘリコプターによる空中散布等に当たっては、従前より、「無人ヘリコプター利用技術指導指針」（平成3年4月22日付け3農蚕第1974号農蚕園芸局長通知。以下「指導指針」という。）等により、適正かつ安全な実施の指導をお願いしているところである。

しかし、今年度は無人ヘリコプターによる事故が相次いで発生したため、再発防止を図る観点から、「無人ヘリコプターによる空中散布等の実施時における安全対策の徹底について」（平成22年7月20日付け22消安第3772号及び平成22年8月2日付け22消安第4105号植物防疫課長通知）をもって、安全対策が確実に実施されるよう指導の徹底をお願いしたところである。

今年度発生した別紙の事故についてその状況等を調査したところ、基本的な安全対策が十分に図られていなかったために事故が発生した可能性が高く、指導指針に基づく安全対策が徹底されていれば、事故を未然に防ぐことができていたと思われる。

これらのことを踏まえ、同様な事故の再発防止や事故そのものの未然防止のため、次年以降の無人ヘリコプターによる空中散布等の実施に当たっては、下記に掲げる事項に十分に留意した上で、指導指針に基づく安全対策が徹底されるよう、【貴局管下の都府県に対し】改めて指導をお願いする。

記

1 実施計画策定時

- (1) 実施区域周辺を含む地理的状況、障害物、建築物等の位置関係を十分に勘案して実施計画をたてること。特に、架線等の危険箇所の把握に努め、操作要員及び補助員の配置、適切な飛行方法等についてあらかじめ検討を行うこと。
- (2) 実施計画に基づく安全対策が十分に実施できないおそれがある場合は計画を見直し、必要に応じて、追加的な安全対策を実施する、または実施除外区域とする等の対策をとること。

2 散布実施時

- (1) 散布前に、徒歩等による現場確認を行い、実施区域及びその周辺の状況把握に努めること。特に、架線等の危険箇所について散布前に十分に確認し、必要に応じて標識の設置を行うこと。
- (2) (1)の結果を踏まえ、適切な飛行方法を選定すること。
- (3) (1)及び(2)について、操作要員と補助員の間で十分に情報を共有すること。
- (4) 操作要員及び補助員を適切に配置すること。補助員は機体ごとに1名以上配置し、必要に応じて増員することにより、周囲の安全確保に十分努めること。
- (5) 指導指針に定めた飛行速度、飛行高度等を遵守し、急激な操作や危険な操作を行わないこと。

(施行注意)

1. []内は北海道あて及び内閣府沖縄総合事務局あてに付する。
2. 【 】内は、各地方農政局あて及び内閣府沖縄総合事務局あてに付する。
3. ~~~~~ は、関東農政局あてには都県とし、近畿農政局あてには府県とし、その他地方農政局あて及び内閣府沖縄総合事務局あてには県とする。

無人ヘリコプターによる事故の概要

事故①

1 事故の概況

- ・発生時間：午前9時20分頃
- ・発生場所：工場に隣接する水田ほ場
- ・作業内容：農薬散布
- ・事故内容：散布飛行中に操作要員が機体を旋回させた際、電柱と電柱の間に張られていたワイヤーに機体が接触して、水田に隣接する工場の屋根に墜落し、その数分後に機体から発火した。これにより、工場の屋根の一部等を損傷した。なお、事故発生時、補助員は当該ほ場を離れていた。

2 推測される

- 事故原因：○架線等の危険箇所の事前確認が不十分で、操作要員がワイヤーを見落としたこと
○補助員が不在であるにも関わらず散布作業を行ったこと
○工場に向かっていく方向に飛行していたこと

事故②

1 事故の概況

- ・発生時間：午前5時30分頃
- ・発生場所：水田ほ場
- ・作業内容：農薬散布
- ・事故内容：散布の終わったほ場から次に散布するほ場への移動中に電線を越えて飛行しようとした際、機体が電線に接触し墜落した。電線は切断され、周辺の約250戸が約1時間20分の間停電した。

2 推測される

- 事故原因：○操作要員の目測誤り
○電線を越えてほ場間を移動しようとしたこと

事故③

1 事故の概況

- ・発生時間：午前5時25分頃
- ・発生場所：水田ほ場
- ・作業内容：農薬散布
- ・事故内容：散布飛行中に操作要員が機体を旋回させた際、機体が電線に接触し墜落した。電線は切断され、周辺の約250戸が約1時間10分の間停電した。

2 推測される

- 事故原因：○操作要員の目測誤り
○電線に向かっていく方向に飛行していたこと

22消安第6589号
平成22年11月8日

社団法人 農林水産航空協会会長 殿

農林水産省消費・安全局植物防疫課長

平成23年以降に向けた無人ヘリコプターによる空中散布等の安全対策の徹底について

このことについて、別添のとおり北海道、地方農政局等に通知しましたので、御了知の上、貴協会会員に対し、安全対策の更なる徹底について周知をお願いします。

また、「無人ヘリコプター利用技術指導指針」（平成3年4月22日付け3農蚕第1974号農蚕園芸局長通知）の第9に基づき、操作要員等の空中散布等に関する技術の向上や安全な利用の推進に努め、安全対策が徹底されるよう、更なる御協力をお願いします。

（施行注意）

別添として各地方農政局等あて文書（平成22年11月8日付け22消安第6589号）の写しを添付する。